

維持管理業務契約約款改定 新旧対照表

※下線を付した部分が改定部分

改定後	改定前
(総則・基本条項) 第2条 注文者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、本契約約款に基づき、仕様書等に従い、本契約を履行する。 2 仕様書等に明示されていない事項については、注文者と受注者とが協議して定める。 (関係法令の遵守等) 第3条 注文者及び受注者は、本契約の履行にあたり、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、個人情報保護法並びに関係ガイドラインその他の関係法令を遵守するとともに、事業主としての義務の一切を履行する。また、これらの関係法令に基づく監督官公庁の行政指導があったときは、これに従う。	(総則・基本条項) 第2条 注文者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、本契約約款に基づき、仕様書等に従い、本契約を履行する。 2 仕様書等に明示されていない事項については、注文者と受注者とが協議して定める。 <u>3 本契約約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、催告、請求等は本契約約款に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。</u> (関係法令の遵守等) 第3条 注文者及び受注者は、本契約の履行にあたり、<u>下請代金支払遅延等防止法</u>、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、個人情報保護法並びに関係ガイドラインその他の関係法令を遵守するとともに、事業主としての義務の一切を履行する。また、これらの関係法令に基づく監督官公庁の行政指導があったときは、これに従う。

2 (変更なし)

3 (変更なし)

(安全及び衛生の確保)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、事業者として本業務の従事者の災害防止に万全を期さなければならない。

2 受注者は、災害防止のため、注文者の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに、自ら作業基準を確立し、かつ、責任体制を明確にしなければならない。

3 受注者は、その被用者又は受注者の再委託先の被用者の業務上の災害補償について、労働基準法第87条第2項に定める使用者としての責を負う。

2 注文者は、受注者に対し、前項の監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示及び指導を行い、受注者は、これに従わなければならない。

3 受注者は、雇用者、使用者として、第1項の責任のもと、従業員を管理し、注文者に対して責任を及ぼさない。

(安全及び衛生の確保)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、事業者として本業務の従事者の災害防止に万全を期さなければならない。

2 受注者は、災害防止のため、注文者の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに、自ら作業基準を確立し、かつ、責任体制を明確にしなければならない。

3 受注者は、その被用者又は受注者の下請負人の被用者の業務上の災害補償について、労働基準法第87条第2項に定める使用者としての責を負う。なお、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）の取扱いについては、以下のとおりである。

(1) 注文者が加入する労災保険による。ただし、受注者若しくはその被用者又は受注者の下請負人若しくはその被用者の責による労災保険に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故等にかかる徴収金の事業主負担分については受注者がこれを負担する。

(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項の

第12条 (変更なし)

第18条 注文者は、作業責任者、その他受注者が本業務の履行のために使用している再委託先、作業員等で本業務の運営又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その事由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第26条 請負代金は、第23条及び第24条所定の業務完了日又は引渡完了日が月初から10日の場合は翌月15日（当該日が金融機関営業日でない場合は直前の金融機関営業日）に、11日以降月末の場合には翌月28日（当該日が金融機関営業日でない場合は直前の金融機関営業日）に支払う。ただし、受

(一括委任及び一括下請負の禁止等)

第12条 受注者は、本業務の全部又はその主要な部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第18条 注文者は、作業責任者、その他受注者が本業務の履行のために使用している下請負人、作業員等で本業務の運営又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その事由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第26条 請負代金は、第23条及び第24条所定の業務完了日又は引渡完了日が月初から10日の場合は翌月15日（当該日が金融機関営業日でない場合は直前の金融機関営業日）に、11日以降月末の場合には翌月28日（当該日が金融機関営業日でない場合は直前の金融機関営業日）に支払う。ただ

注者が製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律上の中小受託事業者の場合、支払期日は給付受領日（個々の役務が連続する場合で例外的な支払期日の起算日を適用する場合は、月単位の最終給付受領日）から起算して60日目とする。

（解除に伴う措置）

第45条 （変更なし）

2 （変更なし）

3 （変更なし）

4 （変更なし）

し、受注者が下請代金支払遅延等防止法上の下請事業者の場合、支払期日は給付受領日（個々の役務が連続する場合で例外的な支払期日の起算日を適用する場合は、月単位の最終給付受領日）から起算して60日目とする。

（解除に伴う措置）

第45条 注文者は、本業務の完了前に本契約が解除されたときは、業務完了部分の引渡しを受ける。ただし、その業務完了部分が注文者の検査に合格しない場合又は仕様書等に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

2 注文者は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた業務完了部分に相応する請負代金を受注者に支払う。ただし、受注者が第46条所定の反社会的勢力であることが判明したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、前払金があったとき及び部分払金があったときは、注文者は、当該支払額との差額を受注者に支払う。

4 前項の場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の利息を付して注文者に返還する。ただし、当該契約の解除が第3

5 受注者は、本業務の完了前に本契約が解除されたときは、以下の措置を講じなければならない。

(1) 注文者からの貸与品があるときは、これを注文者に返還する。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、受注者は、代品を納め、若しくは修補し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(2) 受注者の所有する材料部品、機器機具、仮設物その他の物件（受注者又は受注者の再委託先の所有に属するその他の物件並びに前号の貸与品のうち注文者に返還しないものを含む。）が作業現場にあるときは、これを搬出する。

（報告・通報）

第47条 受注者は、受注者又は受注者の再委託先（再委託が数次にわたるときは、その全てを含む。）が暴力団等による不当要求又は業務妨害（以下、「不当介入」という。）を受けたときには、断固としてこれを拒否し、又は受注者をして断固として拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに注文者にこれを報告し、注文者の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行わなければならない。

9条第1項、第40条及び第41条の規定によるものであるときは、利息に関する部分は適用しない。

5 受注者は、本業務の完了前に本契約が解除されたときは、以下の措置を講じなければならない。

(1) 注文者からの貸与品があるときは、これを注文者に返還する。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、受注者は、代品を納め、若しくは修補し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(2) 受注者の所有する材料部品、機器機具、仮設物その他の物件（受注者又は受注者の下請負人の所有に属するその他の物件並びに前号の貸与品のうち注文者に返還しないものを含む。）が作業現場にあるときは、これを搬出する。

（報告・通報）

第47条 受注者は、受注者又は受注者の下請負人（下請負が数次にわたるときは、その全てを含む。）が暴力団等による不当要求又は業務妨害（以下、「不当介入」という。）を受けたときには、断固としてこれを拒否し、又は受注者をして断固として拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに注文者にこれを報告し、注文者の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第51条 本契約約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、請求等は、法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(Web 契約約款)

第52条 注文者は、受注者に対して、本約款の電子情報を注文者のホームページに掲載する方法により提供することができる。

附則

2023年7月1日制定・実施

2023年10月1日改定・適用

2025年11月28日改定・2026年1月1日適用

(情報通信の技術を利用する方法)

第51条 本契約約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(Web 契約約款)

第52条 注文者は、受注者の書面による同意を得て、受注者に対して、本約款の電子情報を注文者のホームページに掲載する方法により提供する。

附則

2023年7月1日制定・実施

2023年10月1日改定・適用